

# 中国の財政における予算外資金の改革と問題点

張 忠 任

## はじめに

1. 予算外資金とは何か
2. 予算外資金の変遷
3. 予算外資金における政府間財政関係
4. 予算外資金の問題点

むすびにかえて

## はじめに

中国の「予算外資金」(Extra-Budgetary Funds) は約50年の歴史がある。それは、改革開放（1978年末から）の進展とともに急激に増大しており、「第2の予算」ともいわれているが<sup>1)</sup>、1990年代に入ると抜本的な改革が行われて、予算外資金における政府間財政関係も急変しており、予算外資金の意味や範囲や構造なども変化している。

予算外資金に関しては先行研究が多く出ているが、まだ解明されていない点が少なからず残っている。例えば、中央でも地方でも予算に計上されない予算外資金は、財政資金としてどのように財政的機能を果たすのか。予算外資金を含めると、中国の財政の特質はどう捉えられるのか。特に、1993年以降、ほぼ地方の特別な自主財源となった予算外資金を政府間財政関係論の視角からどう認識すべきなのか。

このような問題意識を念頭に置いて、小論は予算外資金の改革に焦点を当てながら、予算外資金制度の変遷過程とその性格および特徴などを検討する。

## 1. 予算外資金とは何か

### (1) 予算外資金の意味と性格

中国の財政に関して、最も理解しにくいのが予算外資金であろうと思われる<sup>2)</sup>。予算外資金は、いったいどのようなものであろうか。

いうまでもなく、中国における予算外資金は国家予算に組み入れられない財政資金の一種である。国家統計局の統計書『中国統計年鑑』によると、1996年まで、予算外資金は、国家予算に組み入れられず、國家が規定した範囲内で、各地方、各部門、各「企業・事業・行政単位」<sup>3)</sup>がそれぞれ自主的に徴収し使用する資金であると、公式に定義されていた<sup>4)</sup>。

中国の財政学テキストでは、予算外資金とは、国家財政制度に規定され、国家予算に組み入れられず、地方財政部門、及び予算対象としての事業・行政単位が自主的に収支を管理できる資金（統計上、国有企業の「自有資金」〈自主資金〉、及びその主管部門の自主管理資金も含まれている）であるとされていた<sup>5)</sup>。この定義は統計書の定義とも一致している。このような定義では、予算外資金は、あくまで予算資金の補充として国家財政を構成する一部分となるものである。それゆえ、予算外資金は次のような特徴をもつものとしてまとめることができる<sup>6)</sup>。

第一は収支自主性である。予算外資金も財政資金であるが、その支配権と使用権は地方財政機関、「主管部門」<sup>7)</sup>、「企業・事業単位」に属する。つまり、各団体はそれぞれ、自主的に徴収し支出することができる。

第二は用途特定性である<sup>8)</sup>。予算外資金は、地方や企業などが自主的に使用できるが、使用が特定の用途に限定されており、混用できず、特定財源の性格を持つ。当初、予算外資金は、地方や「企業・事業単位」のさまざまな特定支出を保証するために設定されたものである。例えば、都市が留保した予算外資金は公共施設維持に、企業の減価償却基金は企業の更新改造<sup>9)</sup>に、道路使用料は道路の補修に使用しなければならないとされた。

第三は分散性である。予算外資金は、非集中的財政資金で、各地区、各「企業・事業単位」がそれぞれ、運営し使用する。その財源、使用者と用途のいずれから見ても、予算資金と異なる非集中的な資金である。予算外資金における分散性は、中央政府と地方政府の間だけではなくて、中央政府と各主管部門の間、政府と企業の間にも見られる。図1の通り、1992年末までは、予算外資金における地方財政分<sup>10)</sup>はあまり多くなかった。特に、改革開放以来、地方財政分は10%以下となっており、1986～1992年の間は約2%だけであった。それゆえ、予算外資金は主として政府と企業の間、中央政府と各主管部門の間で、財政の収支を分散する手段であったと考えられる。

しかし、1996年7月に国務院が発布した「予算外資金管理の強化に関する決定」は、予算外資金を再定義し、同年11月に財政部が発布した「予算外資金管理の実施方法」は新しい定義を補充している。すなわち、予算外資金とは、“国家機関（官庁）<sup>11)</sup>、事業単位、社会団体、行政管理の職能を有する企業主管部門（集団）、及び政府により委託された機構が政府の職能を履行・代行するために、国家の法律・法規及び法律的効力を有する規定に応じて徴収し使用する”、財政予算管理に組み入れない各種の財政的資金のことである。

この予算外資金の新定義では、予算外資金は、「部門と単位」<sup>12)</sup>の「自有資金」（自主資金）ではなく、財政管理に組み入れなければならない国家の財政的資金<sup>13)</sup>であることが強調されているのである。従来、予算外資金の所有権・使用権・管理権が「部門と単位」に帰すると思われており、財政部門は予算外資金に監督権だけをもっていたが、予算外資金の新定義により、予算外資金の所有権は国家、使用権は政府、管理権は財政部門に帰することが改めて明確にされた<sup>14)</sup>。こうして、予算外資金の性格が一変した。

また、1996年7月以降予算外資金に収支二本立て管理<sup>15)</sup>を実施し、財政部門での審査が必要となった。予算外資金収支計画が要求され、収支の自主性が失われている。さらに、「予算外資金管理の強化に関する決定」及び「予算外資金管理の実施方法」では、「専用基金」<sup>16)</sup>は翌年度に繰り越して使用することができるとして、公共事業などの専用基金以外の予算外資金は、財政部門が規定した範囲内で、賃金、手当、ボーナスなどに使用でき、予

算外資金の余裕金が流用できるということが明文化された。つまり、予算外資金の分散性も変わったのである。

とはいって、予算外資金は予算枠外に独立的に存在する財政的資金であるという特徴は変わらない。

## (2) 予算外資金の範囲と分類

表1（文末）の通り、『中国統計年鑑』では、1952年から1992年にかけて、予算外資金の財源を収入の主体別に3種類<sup>17)</sup>に分類していた。第1に、地方財政の予算外資金、すなわち地方財政部門が掌握・使用する自主資金である。その中には、「商工附加税」、「農業附加税」、「都市公共事業附加税」などが含まれている。ここにいう附加税とは、国家が定めた該当税率の上に地方政府が一定限度の税率を付加するものである。第2に、事業・行政単位の予算外資金、すなわち事業・行政単位が自ら収支を管理する資金である。例えば、道路維持費、中・小学校の雑費などである。第3に、国営企業とその主管部門の予算外資金、すなわち国営企業とその主管部門が管理する専用基金である。例えば、更新改造資金、企業利潤留保、企業福祉資金などである。

1993年から国営企業とその主管部門の予算外収入という項目が廃止され、その結果、予算外資金の財源は2項目になった。1996年からは「郷鎮自籌・統籌資金」<sup>18)</sup>という項目が加えられ改めて3項目になったが、1998年からは地方財政予算外収入という項目がなくなり、事業・行政単位予算外収入と郷鎮自籌・統籌資金の2項目になった（図1参照）。

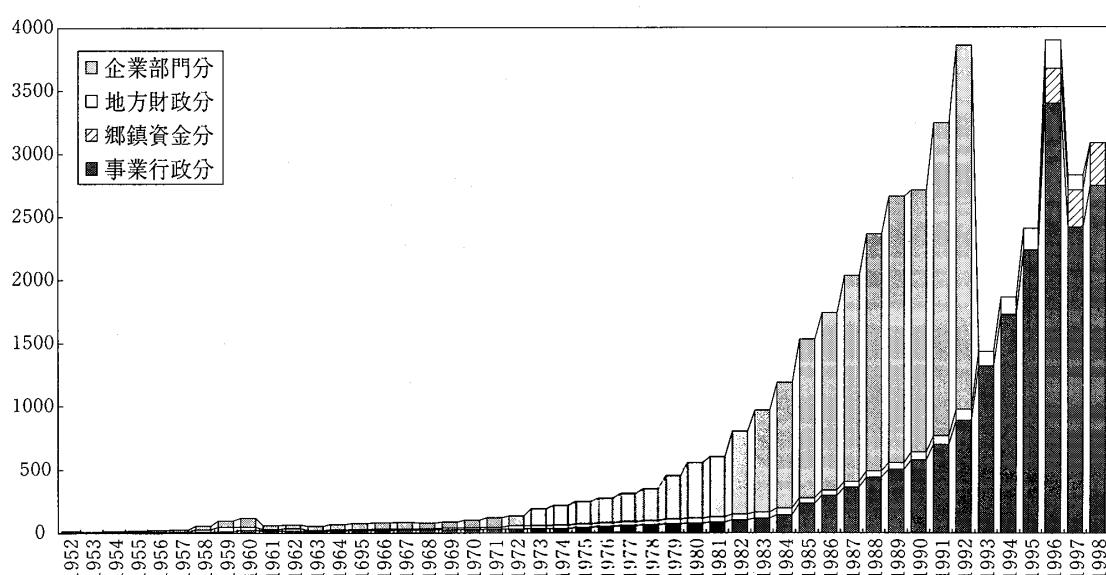
予算外資金の使途は、理論的に見れば1996年までは次の通り規定されていた。

第一は特定の用途に使用するものである。例えば、油田維持費、道路維持費、営林基金などである。

第二は指定した専用の目的に使用するものである。例えば、減価償却基金や大修理基金（Major Repairs Funds）は、「国営企業財務管理条例」に応じて使用しなければならない。

第三は使用範囲が規定されたものである。例えば、各種の附加税などは、地方の経済文化建設に使用しなければならない。

図1 予算外収入とその内訳の推移



出典：『中国財政年鑑』（各年版）により作成

第四は比較的自主的に使用できるものである。企業利潤の内部留保、及び行政・事業単位が管理した予算外資金は、主として、企業の生産、集団福祉、職員ボーナス、社会共通施設などに使用する。

官庁の統計書では、1982～1993年には中国の予算外資金支出は性質別に分類されていたが、1982年に12種類、1983年に13種類、1989年に17種類、1993年に10種類に区分されるようになった<sup>19)</sup>。しかし、1994～1995年は固定資産支出、都市維持支出、行政事業支出の3種類であったが、1996年以降、目的別分類になり、「基本建設支出」、「専用支出」<sup>20)</sup>、「事業行政経費」、「郷鎮統籌支出」、及びその他の支出という5種類に区分されている（図2と図3参照）。

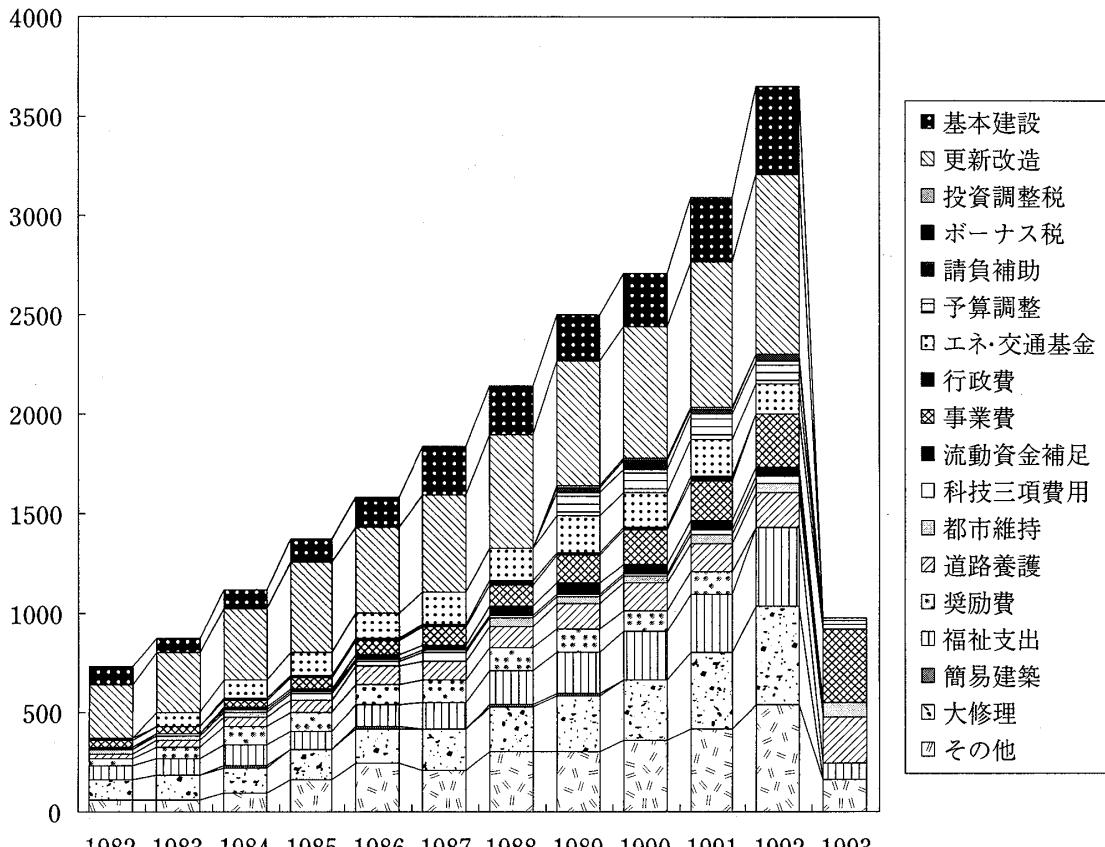
なお、予算外資金支出では、1996年までいわゆる「両金」という支出があった。「両金」とは、国家エネルギー・交通重点建設基金、及び国家予算調整基金のことである。前者は1983年にエネルギー・交通の建設を強化するため、後者は1989年に予算外資金の使用方向を導くために設けられた。「両金」は、予算外資金から予算内資金に対する支出なので、予算内資金と予算外資金の間に、わずかながら重複分があったといえる。

しかし、中国政府の予算外資金に関する法規（公文書）の中では、予算外資金に対する分類は、統計書と異なって変化している。

まず、1960年に公表した予算外收支の分類によると、以下のような4種類に区分されていた。

- ① 地方政府が統一して把握し、使用する各種の付加税収入である。農村の経済文化建

図2 予算外支出とその内訳の推移（億元・1982～1993年）



出典：『中国財政年鑑』（各年版）により作成

設とか都市公共事業の建設に使用される。

② 中央と地方の国営企業が管理・使用している企業利潤留保資金、大修理資金、賃金付加費などからなる収入である。これらの支出のほとんどが基本建設に重点に置いて使用される。

③ 公共建物の賃貸収入、林業収入、公共衛生収入、水利施設収入、中学校・小学校の雑費収入、生徒の勤労収入及び民政部が管理している社会福祉事業などの収入であって、これらの事業維持・発展に支出される。

④ 家賃、廃品の売却収入、講堂及び交通用具の賃貸収入などである。その支出については、各機関や団体が使用支出することができる雑多の項目が設けられて使用される<sup>21)</sup>。

1960年の分類を見ると、そのときの予算外資金は大きな機動性と融通性を持っていると思われたが<sup>22)</sup>、種類が異なる予算外資金の流用は原則として認められなかつたようである。

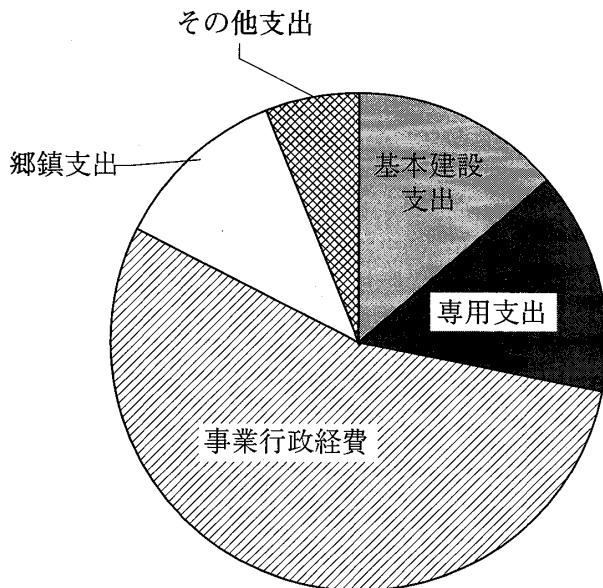
次に、1983年2月に財政部が公表した「予算外資金管理の暫定方法」では、予算外資金の収支範囲は別々に規定されて、収入の範囲は次の通り再編成された。

- ① 地方財政部門が管理するものである。各種の付加収入、集中された「企業資金」（企業の利潤の留保など）、統一的に管理された「事業収入」（「事業単位」により徴収された収入）、及び雑項収入が含まれている。
- ② 国有企業とその主管部門に集中された各種専用基金である。要するに、企業の減価償却基金、納税後利潤の留保、主管部門に徴収された各種基金である。これは主に更新改造基金と企業利潤の留保からなっている。
- ③ 「行政・事業単位」が管理したものである。その範囲は比較的広いが、主として商工・交通事業収入、農林水産業収入、文教・科学・衛生事業収入、都市公共事業収入、社会福祉事業収入、商工管理収入、及び行政機関収入などが含まれている。
- ④ 地方と中央主管部門が管理するものである。これは、交通部遠洋船隊の利潤、鉱山・港・小型水力発電の収入、地方鉄道の収入、及び中央と地方の主管部門が管轄する予算外国有企業の収入などが含まれている。

支出については、目的別に8種類に区分されている<sup>23)</sup>。①更新改造・大修理支出、②基本建設支出、③福祉・奨励金支出、④都市維持支出、⑤簡易建築費支出、⑥流動資金追加補充支出、⑦行政事業費支出、⑧その他の支出である。

さらに、1996年の「予算外資金管理の実施方法」では、予算外収入は明確に6種類に区分された。

図3 予算外資金の性質別分類（1998年）



出典：『中国財政年鑑』（2000年版）により作成

- ① 国家の法律・法規及び法律的効力を有する規定に応じて徴収する各種の行政事業的費用、基金（資金、付加収入）、及び政府職権による募金など。
  - ② 国務院、省・自治区・直轄市人民政府、及びその財政・計画（物価）部門が共同に査定した項目と基準に応じて徴収する各種の「行政事業性費用」<sup>24)</sup>。
  - ③ 国務院或いは財政部が査定した項目と基準に応じて企業・事業単位と個人に徴収・募集するか、政府の信用で設け、用途が特定された各種の基金（資金、付加収入）。
  - ④ 主管部門が、国家が規定した範囲内で、所管企業・事業単位、社会団体に集中した管理費及びその他の資金。
  - ⑤ 郷鎮政府の経費とする郷「自籌資金」と郷「統籌資金」。郷「自籌資金」と郷「統籌資金」は、郷（鎮）政府が国家の規定に応じて徴収して、郷（鎮）政府により本郷（鎮）の経済建設、事業発展、公共福祉などに使用される資金を指す。それは、主として郷（鎮）企業の上納した利潤、事業単位の上納した収入、及び個人に徴収した郷統籌費などを含む。
  - ⑥ その他の財政予算管理に組み入れない財政的資金。主として政府の名義で取得した寄付金、国家機関の在外機構の非営利的収入、財政口座の利子などを含む。
- 予算外支出について、1996年の「予算外資金管理の実施方法」では、改めて次の通り規定された。
- ① 専用資金はその項目にのみ使用する。財政部門は予算を「平衡する」（赤字の補填）ために専用資金を流用してはいけない。経費として支出する予算外資金は、その使用範囲は財政部門の関連規定に基づいて厳格に執行しなければならない。規定範囲外の使用は、財政部門の審査を受けなければならない。
  - ② 部門と単位は予算外資金で賃金・ボーナス・手当、及び福祉などに支出する場合、財政部門が規定した項目・基準と範囲に従わなければならない。
  - ③ 部門と単位は予算外資金を基本建設投資として使用する前に、まず財政部門がその財源を審査する。次に、国家の規定した方法で計画部門に報告し、基本建設投資計画に組み入れて、計画部門により査定された投資計画と工事の進度に基づいて、財政部門が財政口座（The Special Accounts of the Financial Departments）から<sup>25)</sup>いくつかの期間に分けて資金を割り当てる。
  - ④ 部門と単位は予算外資金で購入制限がある特別商品を購入する前に、財政部門の審査を受けなければならない。購入許可が下りると、国家の関連規定に基づいて購入審査の手続きをする。
  - ⑤ 公共事業の専用基金、専用料金（用途が指定された料金徴収のこと）、及びその他の専用の予算外資金について、部門と単位は使用する前に、計画と用途に基づき申請して、財政部門が査定した後、財政口座からいくつかの期間に分けて資金を割り当てる。
  - ⑥ 郷鎮の「自籌資金」と「統籌資金」を使用するとき、規定した範囲内で特別支出金をその項目にのみ使用する。郷鎮政府は査定した後、財政部門は計画に基づき財政口座から資金を割り当てる。

また、予算外資金を「小金庫」（隠し金）にしたり、計画外投資したり、株投機したりすることなどが厳禁されている。ともあれ、予算外資金の管理をいっそう強化することになった。

## 2. 予算外資金の変遷

### (1) 予算外資金の登場

建国初頭、高度に集中した経済管理体制の下で、地方、主管部門および企業の積極性を生かすために、予算外資金を設けた。当初、それは地方、主管部門と企業の自主財源として、地方の農業付加税（「地方付加糧」）や行政機関の生産収入留保などの徴収項目で登場した。1951年3月に公表した『都市地方財政をさらに整頓する決定』により、市営企業の発展とともに、予算外資金も増大した。図4の通り、1952年に、予算外資金の規模が予算内資金の7.4%に達した。

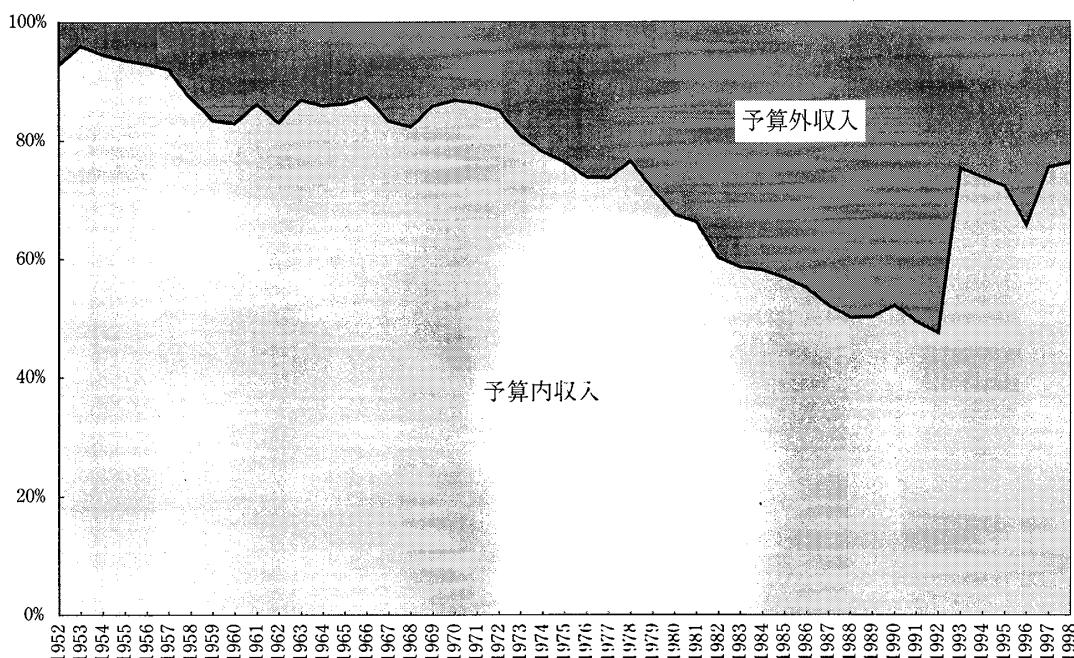
ところが、予算外資金という用語は予算外資金そのものよりもやや遅れ、1953年の全国財政会議で初めて用いられた。それからは、中国の国家財政資金は、正式に予算内資金と予算外資金に分けられたのである。

第1次五カ年計画期（1953～1957年）には、予算外資金の範囲は拡大され、地方政府の一部の「自籌資金」<sup>26)</sup>、税収付加、公共財産と公営住宅の収入、行政機関の「換金」（換金とは、地主などから没収した物などを換金すること）収入、小学校の雑費、営林費、道路維持費、及び河航路維持費なども含まれていた。

「大躍進」期（1958～1960年）に入って、国営企業に対して一定の比率で利潤が留保できる制度を施行し、都市公共事業の付加収入を予算外管理下におき、地方政府所管の予算外企業を増やしたので、予算外資金がさらに拡大した。図4に見られる通り、1958年には、予算外資金の規模が予算内資金の10%を超え、1960年には20%も超えた。

1961年に経済調整期に入ると、集権的経済体制に戻ったので、予算外資金の管理は強化され、予算外資金に対して、「納、減、管」（一部を予算内に納め、一部を減少させ、あとの部分に対してその管理を強化すること）の政策が施行された。こうして、予算外資金

図4 予算内収入と予算外収入との構成比の推移（1952～1998）



出典：『中国財政年鑑』(各年版)により作成

が縮小され、1961年には、その規模は予算内資金の15.1%に低下した。

その後、予算外資金の額には若干の増減があった。1963～1965年には、大中規模都市の都市公営事業付加税の徵収が許可され、都市家屋土地税が予算外資金にされた。1966年から始まった「文化大革命」期には、さまざまな理由で、予算外資金がさらに拡大された。例えば、1967年から企業の減価償却資金の一部を企業に留保させ、1970年から県営のいわゆる「五小」（小鉄鋼、小セメント、小化学肥料、小農機、小炭鉱）企業にも利潤留保の制度が施行された。図4を見ると、「文化大革命」の後期から、予算外資金は次第に拡大してきた。1976年には、予算外資金が予算内資金の35.5%に達した。

### (2) 予算外資金の最盛期

1978年末からの改革開放以降、地方や企業に管理権限を委譲する政策が施行されるとともに、予算外資金も大幅に増え、その最盛期を迎えた。

1979年には、予算外資金の規模が予算資金の40%を超え、その翌年の1980年には50%を超える、1982年には70%、1985年には80%、1989年には90%を超えた（図4参照）。1992年には、予算外資金が予算内資金に匹敵するほどの92.8%に達し、「第二予算」といわれるようになつた<sup>27)</sup>。

こうして予算外資金が急増すると、中央政府により予算外資金の管理強化に関する法規を次々と発布するようになった。例えば、「予算外資金管理の暫定方法」（財政部発布、1983年）、「予算外資金管理の強化に関する通知」（国务院発布、1986年）、「中央事業行政単位予算外資金に対して財政指定口座制度を全面的に実行することに関する通知」（財政部発布、1989年）、「徵収の乱用、罰金の乱用と各種類の強制的負担金を断固制止することに関する決定」（中国共産党中央委員会・国务院発布、1990年）など。これらの法規の中で、1983年の「予算外資金管理の暫定方法」、及び1986年の「予算外資金管理の強化に関する通知」は重要な位置を占めている。というのは、この『暫定方法』と『通知』では、予算外資金の意味、財源と使途などが新たに規定されているからである。また、この『通知』が発布されると、各地の地方政府も相応して予算外資金管理の地方法規を発布した。

### (3) 予算外資金の変貌

1992年11月に、財政部は『企業財務準則』と『企業会計準則』を発布し、1993年7月1日から施行した。この2つの法規により、従来財政に組み入れられていた国有企業の経営資金を予算内からも予算外からも外した。つまり、1993年までの財政制度では、財政は企業の経営資金（例えば、減価償却資金）を占用していたため<sup>28)</sup>、1993年からの会計改革は、財政に占用されていた資金の支配権限を企業に戻したにすぎないといえる。つまり、新会計制度、国有企業の納税後の利潤は、財政的資金とする各種の専用資金にならず、異なる所有者（諸企業）に帰属され、資本金と負債資金となっている。ゆえに、予算外資金は大幅に減少した。図4を見ると、1993年には、予算外資金が予算資金の前年の92.8%から30.3%に低下したことが分かった。

1993年からは、予算外資金に関する法規が多く出ており、予算外資金の管理を強化している。1993年2月に発布された『財政部が予算外資金の管理をさらに推進することに関する通知』では、「行政事業単位」の予算外資金を専用口座で扱うという方法を押し広め、総合財政計画の編成を促している。同年10月には、「財政部は経費徵収の乱用を是正することに関する規定」（中国共産党中央委員会弁公庁、国务院弁公庁伝達）が発布され、6

種類の経費徴収が停止された<sup>29)</sup>。また、1994年3月、「財政部が行政的料金を予算管理に組み入れる関連問題に関する通知」が公表された。「行政的料金」とは、使用料、手数料のことである。この通知により、司法、公安、民政、商工、税関などの26部門では、約80種類の行政的料金が予算管理に組み入れられた。

さらに、1996年7月、国務院は『予算外資金管理の強化に関する決定』を公布した。10年前の『予算外資金管理の強化に関する通知』と比べると、この『決定』では、「予算外資金は国家の財政資金で、部門と単位の自己資金ではなく、財政管理に組み入れなければならない」ということを強調している。また、当年から金額が比較的大きい「政府管轄基金」収入<sup>30)</sup>の13項目が予算内に組み入れられた。

さらに、「基金」<sup>31)</sup>の徴収では、1997年11月には217項目、1998年5月には147項目、1999年11月には73項目を取り消すとともに、行政事業性経費徴収では、1997年12月には29項目、1998年10月には20項目、1999年12月には20項目を廃止した。その他の費用徴収項目を廃止する法規も次々と公布された。ところが、費用徴収が制限されたのに、統計データを見ると、その金額が絶えず増えていることが分かる。つまり、費用徴収の歯止めになかなかなりにくいのが見られる。

### 3. 予算外資金における政府間財政関係

#### (1) 中央政府と地方政府間の財政関係

予算外資金のデータで、中央政府と地方政府に分けて計上されるようになったのは1982年のことであった。

予算外資金では、中央と地方の構成比は1982～1992年の10年間、收支ともおおむね40：60の横ばいになった。予算外資金においては、「小さな中央、大きな地方」と特徴づけられた。さらに、地方の構成比は收支とも1993年に80%を超え、1997年には95%に達したので、現在では予算外資金は地方のものになったといえる（図5参照）。

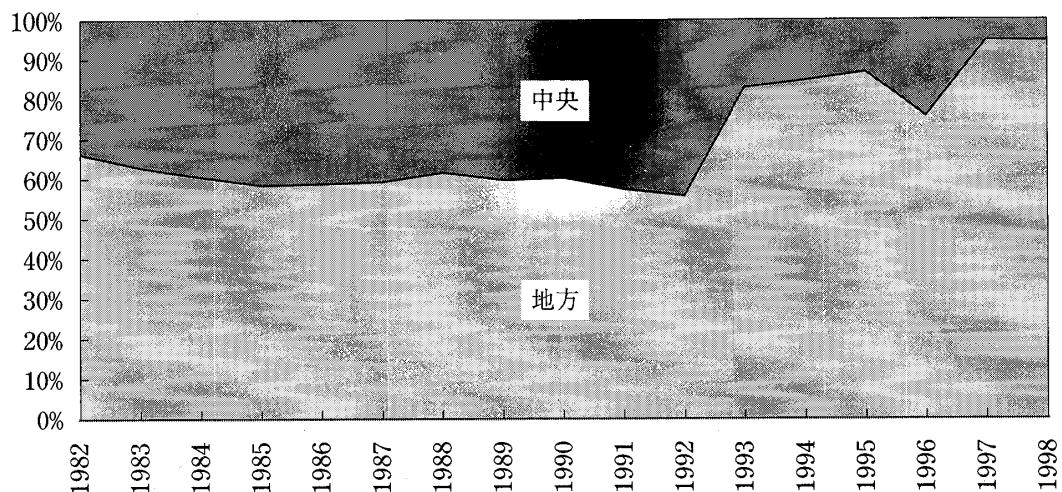
元来、予算外資金は、地方・部門・企業の積極性を促すために、財政分権化政策の一つとして導入されたものであったが、中央政府と地方政府間の関係だけではなくて、同時に中央政府と各部門、政府と企業の関係も組み込まれていた。現在の予算外資金では、政府と企業との関係が含められなくなり、中央政府の管理する割合は約5%になり、地方予算外基金となっているので、予算外資金は完全に中央政府と地方政府間の財政関係に帰するようになったといえるが、予算外資金そのものは純粹に地方財政分権化の手段の1つになったであろう。つまり、元来予算外資金は国家財政（中央財政と地方財政の両方を含むもの）の補充として存在していたが、現在ではほぼ地方財政の補充のみになっている。

しかし、予算外資金に残った中央の割合は、中央財政部門と地方財政部門との関係ではなくて、事業・行政単位収入における中央と地方との関係である。

なお、表1・図4に見た「地方財政分」は、図1における中央政府分に対する地方政府分ではなくて、地方政府の財政部門が管理したものであった。つまり、企業・主管部門収入分と事業・行政単位収入分のいずれの中でも、中央と地方との両方の関係が含まれていたからである。図5に見た中央と地方の割合は、企業・主管部門分および事業・行政単位分の中に混じった両者（中央と地方）を分離させたものである。

予算外資金における分散性は、中央政府と地方政府の間だけではなくて、中央政府と各

図5 予算外収入における中央と地方の構成比



出典:『中国財政年鑑』(各年版)により作成

主管部門(官庁)の間、政府と企業の間にも見られる。図1の通り、1992年末までは、予算外資金における地方財政分はあまり多くなかった。特に、改革開放以来、地方財政分は10%以下となっており、1986～1992年の間は約2%だけであった。それゆえ、予算外資金は主として政府と企業の間、中央政府と各主管部門の間で、財政の収支を分散する手段であったと考えられる。

## (2) 予算外資金管理の改革

1960年以前、予算外資金に「以収抵支」(獲得した収入で支出に当てる)という政策が採られていたが、1960年1月に公布された「総合財政計画工作の強化に関する決定」により、予算外資金も統一的な計画(総合財政計画)に繰り入れられ、諸資金収支の総合バランスが図されることになった<sup>32)</sup>。しかし、この総合財政計画は形だけに終わってしまったようである<sup>33)</sup>。1983年4月に国務院が『総合財政銀行貸付計画の編成に関する報告』を伝達し、予算外資金を総合財政銀行貸付計画<sup>34)</sup>に組み入れることを提案している。この総合財政銀行貸付計画は、13年前の総合財政計画の復活(修正版)とみられ、国家予算収支計画、国家銀行貸付収支計画、および予算外資金収支計画を含んでいる。その後、総合財政銀行貸付計画という用語は、1986年の「予算外資金管理の暫定方法」に登場するが、1993年の「予算外資金管理をさらに強化することに関する通知」では、総合財政計画に変わった。この総合財政計画は予算内・予算外収支を含むものであるが、1996年の「予算外資金管理の強化に関する決定」でより明確になった。

この「予算外資金管理の暫定方法」による1983年の予算外資金制度では、予算外資金収支計画は指導的な計画とされ、「地方財政部門の管理する予算外資金収支計画」、「事業・行政単位の管理する予算外資金収支計画」、「国営企業およびその主管部門の管理する予算外資金収支計画」などがある。予算外資金計画の審査は、国家予算の場合と違い、地方財政部門に権限が与えられた。また、1982年から予算外資金の決算が編成されるようになった<sup>35)</sup>。

また、「予算外資金管理の強化に関する通知」による1986年予算外資金制度では、1978年に広州で最初に実施された予算外資金の専用預金口座という方法によって管理を強化することが目指されたのであるが、行政事業単位に対してのみ原則として要求された。また、

行政事業単位の予算外資金の管理には、計画管理、財政審査、銀行監督も施行された。この方法は国営企業およびその主管部門の管理する予算外資金には適用せず、計画管理、政策指導の方法を実施すると強調した。1989年「中央所管事業行政単位の管理した予算外資金に専用預金口座を全面的施行することに関する通知」により、中央所管事業行政単位の管理した予算外資金に専用預金口座の方法が実施された。1996年には中央予算外資金に専用預金口座の方法を実施し、専用預金口座管理の暫定方法も公布された。1998年末に予算外資金専用預金口座の会計採算制度も発布された（施行は1999年1月1日）。

予算外資金管理の政策は、財政部総合司により制定されているが、おおむね1990年から地方政府が所管財政局内に予算外資金管理局（収費管理局、税外収入管理局などともいう）を増設することが多くなっている。つまり、地方には予算外資金の管理機構はすでに設立された。これが予算外資金制度の変動を意味するため注目されている。

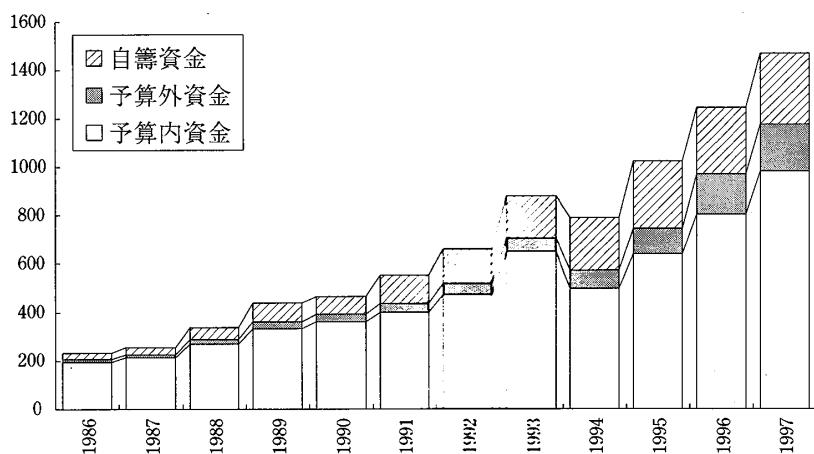
### (3)「郷鎮自籌・統籌資金」の予算外資金化

従来郷鎮の予算外資金、「自籌資金」、および「統籌資金」が、「郷鎮三項資金」といわれて、別々に存在していた。1996年12月に発布された『郷鎮予算外資金管理の強化に関する通知』により、「自籌資金」、「統籌資金」は予算外資金枠内に組み入れられた。『中国財政統計年鑑』などの統計書では、「郷鎮自籌、統籌資金」という項目が予算外資金の一種として処理されている（図6参照）。

また、「郷鎮自籌・統籌資金」の特徴について、従来郷镇政府が自ら徵収・集中した資金のことであるとされたが、1996年の「郷鎮予算外資金管理の強化に関する通知」では、「郷鎮自籌・統籌資金」も予算外資金とされ、「部門と単位」の自主資金ではなく財政的資金（Financial Fund）であることが強調されている。

1983年に人民公社制度は撤廃され、郷镇政府の設立とともに郷鎮財政が始まった。しかし、郷鎮財政収入は支出より少ないため、「五統」（注23参照）と「三提留」（公積金、公益金及び管理費）<sup>36)</sup>の徵収が認められた。農村経済が発展するにつれて、農村の公共財の需要が増えている。例えば、①農村の城鎮化（小都市化）の進展による道路、通信設備、下水道、公園などへの需要、②収入増による教育への需要、③市場経済制度への移行による立法、司法、公安、統計、及び一般行政事務への需要など。しかし、郷鎮企業を発展させた地域を除くと、やはり農業中心である多数の郷鎮では、商工税を主体とする郷鎮財政

図6 郷鎮自籌資金の位置



出典：『中国財政年鑑』（各年版）により作成

収入が少ないばかりでなく、税源も確保できないため、公共財需要を満足させることができない。一方、現行財政制度では、地方政府が一定の税収減免権限を持っているため、各地の郷鎮政府は八方手を尽くし、所管郷鎮企業に税の減免を行い、財源をできるだけ地元に残させる。残された財源は、郷鎮企業の利潤上納や、管理費の徴収や、寄付などの方法を通じて、郷鎮政府に「自籌資金」などへ転換されることが可能である。いうまでもなく、郷鎮企業を発展させた地域では、このような財源を大幅に拡大することができる。

「郷鎮自籌・統籌資金」の支出から見ると、その大部分は公共投資に使用したのである。

一方、その中では、不正な支出が少なくないので、腐敗の温床ともなっていることに言及しておきたい。

大部分の郷鎮政府に予算外資金管理機関である「財政所」が設置され、「郷鎮自籌・統籌資金」は、「財政所」の「総合管理科」に管理されている。すでに見たように、従来「郷鎮自籌・統籌資金」は予算外資金以外のものとして考えられ、制度外資金<sup>37)</sup>ともいわれた。財政管理の枠外に置かれた「郷鎮自籌・統籌資金」は、政府間財政関係論の視角から見ると、末端政府である郷鎮政府の財政制度はまだ未整備であったことを意味した。1996年の改革により、「郷鎮自籌・統籌資金」を予算外資金に組み入れられたため、地方内で省(直轄市・自治区)、地区(地級市)、県、郷(鎮)からなるという完全な政府間財政関係システムが形成されたといえる。

#### 4. 予算外資金の問題点

中国の財政管理体制には、「ソフトな予算制約」という問題がある。ソフトな予算制約とは、弱い予算制約、或いは「予算制約の甘さ」という意味である。この概念はハンガリー人経済学者ヤーノシュ・コルナイが『反均衡と不足の経済学』で提示したものである。毎年中国全国人民代表大会に提出される財政部長の予算執行状況の報告を読むと、多くの支出項目について、支出が予算を上回ったことがいとも簡単に述べられている。このようなことは日本ではとうてい考えられないであろう<sup>38)</sup>。

予算管理と比べると、予算外資金の管理はよりソフトなものである。予算外資金の管理不足により、その使用は混乱しており、効率も悪い。特に、予算外資金の濫用と浪費は深刻化している。各団体は、豪華なホテルなどの建設に乗り出し、非生産的な基本建設やボーナス、福祉面における「消費基金」が過度に増大している。それだけでなく、多くの自主資金を得た各団体は、盲目的に生産設備を導入したので、重複建設も助長されている。

予算外資金により、国家の財政力が分散され、財政困難が深刻化となり、政府の経済調整能力が弱まったことも指摘されている。特に、財政資金は集中的に使用できないので、国家財政が農業、エネルギー、交通などの基礎産業を十分に支持できず、産業構造を調整する能力が弱まり、国民経済発展の均衡に悪影響を及ぼすこととなった。

また、いわゆる「予算内緊、予算外松」(予算内財政管理は厳しいが、予算外財政管理は緩いこと)という言葉からうかがえるように、予算外資金は腐敗の温床ともなったわけである。

さらに、徴収の濫用も起こり、無数の「小財政部」が存在していると指摘されている。数多くの行政機関が、政府の名義で企業や個人からいろいろ徴収しているのである。例えば、地方財政機関が農業付加税や都市公共付加税、交通機関が道路維持費・使用料及び

車両購入附加税、農林機関が営林基金、国土管理機関が土地取引手数料、労働機関が定年退職保障基金（国民年金のようなもの）、商工機関が各種の手数料、衛生監督機関が衛生罰金、さらに公安、司法機関さえもいろいろな罰金を、徴収している。

1994年にスタートした分税制は、「塊々」（横割り関係）問題を解決し、「諸侯経済」の克服をはかったものということができ、予算外資金を予算に組み入れるという方法を通じて、「条々」（縦割り関係）問題の解決をはかり、「王爺経済」（王爺とは王侯の俗称で、部門〈省庁〉のことを比喩している）の克服を目指すと提案された（1995年）。この提案の翌年7月、前述した「予算外資金管理の強化に関する決定」により、予算外資金は財政的資金という性格を持つようになった。その後、主要な政府管轄基金は予算内に組み入れられ、雑多な料金（費用徴収）と基金の徴収項目が次々と廃止され、「費改税」（費用徴収を課税への転換）という改革はいっそう進められるであろう。

### むすびにかえて

以上述べたように、予算外資金は予算以外に独立的に存在する財政的資金である。それは、1950年代の初頭、計画経済体制のもとで、地方、部門および企業の積極性をはかるために特殊な財政分権化手段として設立されたものである。改革開放とともに予算外資金は最盛期を迎えたが、1993年の財務・会計改革により大幅に減少された。1996年には予算外資金の管理を強める新予算外資金制度が施行され、予算外資金の性格が変わり、また予算外資金が一部予算枠内に組み入れられ、「郷鎮自籌・統籌資金」が予算外資金枠内に組み入れられて、予算外資金は変容したのである。

小論を通じて明らかになった点は、およそ次の通りである。

- ① 予算外資金の性格は、部門と単位が自主的に徴収し利用できる自主的資金から、財政的資金へと一変している。従来部門と単位のものであった予算外資金の所有権、使用権および管理権はそれぞれ、国家、政府及び財政部門に帰属することとなり、部門と単位は政府の使用権を代行できるに過ぎないようになった。
- ② 元来、予算外資金は予算に組み入れにくい零細な特定財源を部門と単位に自己管理させて、予算の補充として設けたものであるが、項目が多く総額が膨大な費用徴収に変容している。そのうえ、1983年から始まった「郷鎮自籌・統籌資金」を予算外資金に組み入れた。「郷鎮自籌・統籌資金」の財源も主として費用徴収である。
- ③ 予算外資金は、財政分権化手段の一つであるが、その財源が主に各部門により徴収されたものとなるため、部門内における中央政府と地方政府間の財政関係に帰属できるであろう。
- ④ 政府間財政関係では、国家エネルギー・交通重点建設基金（1983～1996年）、国家予算調整基金（1989～1996年）は、予算外資金から予算内への支出であったので、予算内資金と予算外資金の間に交錯関係が存在していたと考えられる。また、予算外資金における中央と地方の構成比では、1993年に地方の構成比は60%台から80%台へと急増し、1997年に95%に達した。地方には予算外資金の管理機構（予算外資金管理局など）も相次いで設立された。こうして、予算外資金はほぼ地方のものになったので、財政分権化は進化していることが確認できる。
- ⑤ 1996年前後抜本的な改革をへて、現在予算外資金改革の焦点は、企業・農民・社会

の負担を軽減し、財源と制度上から腐敗を根絶させることを目指す「費改税」という改革へと移っている。

このように、予算外資金は、財源から見れば税外徴収として規範的なものとはいえないにもかかわらず、ユニークな財政制度として約半世紀をつづけたのであり、中国の財政の特質を認識するために、注視しなくてはならないものである。

予算外資金制度を廃止する（予算枠内に組み入れること）という提案があるが、施行されず、この制度を改革しながら規範化させる傾向が見られる。つまり、予算外資金制度は中国で長期間に渡り存在していく可能性がある。今後予算外資金をどう改革するかは、中国の財政制度に重要な影響を与えると考えられる。

中国の財政における予算外資金の改革と問題点

表1 所管別予算外資金収入の推移（億元）

年	事業行政分	經済資金分	地方財政分	企業部門分	合計
1952			12.53	1.09	13.62
1953	2.07		1.40	5.44	8.91
1954	3.34		2.07	8.82	14.23
1955	3.68		3.27	10.07	17.02
1956	3.85		5.00	12.57	21.42
1957	3.80		5.66	16.87	26.33
1958	9.29		17.59	29.11	55.99
1959	11.78		35.39	49.38	96.55
1960	23.13		23.39	71.26	117.78
1961	15.61		13.29	28.50	57.40
1962	15.21		20.50	27.92	63.63
1963	11.99		7.19	32.67	51.85
1964	16.07		8.87	40.92	65.86
1965	18.74		9.47	47.35	75.56
1966	20.00		10.36	50.77	81.13
1967	22.00		9.72	51.89	83.61
1968	24.00		9.96	43.48	77.44
1969	26.00		12.19	49.23	87.42
1970	28.00		13.45	59.49	100.94
1971	30.00		14.72	73.84	118.56
1972	31.66		23.28	79.30	134.24
1973	32.57		24.14	134.58	191.29
1974	34.60		22.65	162.47	219.72
1975	42.30		27.86	181.32	251.48
1976	48.81		28.35	198.16	275.32
1977	56.84		30.76	223.71	311.31
1978	63.41		31.09	252.61	347.11
1979	68.66		39.94	344.25	452.85
1980	74.44		40.85	442.11	557.40
1981	84.90		41.30	474.87	601.07
1982	101.15		45.27	656.32	802.74
1983	113.88		49.79	804.01	967.68
1984	142.52		55.23	990.73	1,188.48
1985	233.22		44.08	1,252.73	1,530.03
1986	294.22		43.20	1,399.89	1,737.31
1987	358.41		44.61	1,625.78	2,028.80
1988	438.94		48.94	1,872.89	2,360.77
1989	500.66		54.36	2,103.81	2,658.83
1990	576.95		60.59	2,071.10	2,708.64
1991	697.00		68.77	2,477.53	3,243.30
1992	885.45		90.88	2,878.59	3,854.92
1993	1,317.83		114.71		1,432.54
1994	1,722.50		140.03		1,862.53
1995	2,234.85		171.65		2,406.50
1996	3,395.75	272.90	224.69		3,893.34
1997	2,414.32	295.78	115.90		2,826.00
1998	2,744.98	337.31			3,082.29

## 注

- 1) 例えば、中国では、左春台と宋新中 [1988] はその形成過程に触れ、陳共 [1991] はその性質と特徴を研究している。財政部財政科学研究所課題組 [1995] は、その変遷、機能と問題点などを検討して、改善策を提示している。孫潭鎮と朱鋼 [1993] は、予算内財政と予算外財政を一括して「制度内財政」と、郷鎮政府はこれ以外徴収・支出する資金を「制度外財政」と定義し、さらにその形成要因、財源と機能などを分析して、実に予算外資金の研究範囲を拡大している。樊綱 [1995] は、このような「制度外財政」を、「非規範収入」という概念を用い総括して理論的に検討している。地方予算外資金規範化管理課題組 [1997] は地方予算外資金の管理強化策を提案している。
- 日本では、1960年代から中国の予算外資金の問題についての研究が始まった。例えば、大塚恒雄 [1966] は、中国の予算外資金の分類、規模、管理と性質などについて考察している。藤本昭 [1971] は、その変化と総合財政計画などを検討している。南部稔 [1981] は、それを自己資金として、その源泉、支出目的、管理上の区別と比重などにふれ、その後同氏 [1991, 1994, 1995, 1997] はさらにその範囲、問題点と計画などを研究している。町田俊彦 [1992] は、中国の予算外資金が「総額予算主義」からはほど遠いと指摘している。
- 2) 館龍一郎 [1994]。
- 3) 単位とは、機関・団体またはそれに属する各部門。「生産単位」は企業または生産部門を指す。「行政事業単位」とは、「行政単位」と「事業単位」のことであり、そのうち、「行政単位」は行政機関であるが、「事業単位」(Institutions) とは、社会の公益目的のために、国家機関が設立するか、または他の組織が国有資産を使って設立し、教育、科学技術、文化、衛生などの活動に従事する社会サービス組織をさしている（1998年10月25日に国務院第252号令により実施された「事業単位登録管理暫定条例」による）。1999年には、中国では企業単位と区別して「事業単位」と呼ばれる公共機関は約130万、従業員は約2,700万人となっている。
- 4) 『中国統計年鑑（1992年）』による。1986年4月に財政部が発布した『予算外資金管理の暫定方法』では、予算外資金とは、各地方・各部門・各单位は國家の規定した範囲内で、それぞれ自主的に徴収し支出する、国家予算に組み入れない資金である、と定義されている。
- 5) 陳共 [1991]、397頁。しかし、国営企業とその主管部門の予算外資金という項目は1993年から、予算外資金に計上されなくなった。1996年からは、郷鎮の自籌・統籌資金という項目が新設されている。
- 6) 陳共 [1991]、398頁。
- 7) 現在、主管部門とは、独立採算制をとる企業・事業単位、社会団体の行政主管機構（政府の管理職能を代行する各レベルの総公司と行政的組織を含む）のことである。
- 8) すべての予算外資金は専用基金ではなくて、相対的、自主的に使用できるものもある。例えば、企業の利潤留保などは、職員ボーナスなどに使用できる。
- 9) 「更新改造」(Technical Updates & Transformation) は革新と改造と訳することもあるが、このまま使うことが普通である。南部 [1991]、104-106頁。
- 10) ここでいう地方財政分とは地方財政部門が管理する予算外資金の割合であるが、予算外資金における地方の構成比ではない。本稿の3の(1)参照。
- 11) 1996年11月に財政部が発布した『予算外資金管理の実施方法』では、国家機関（官庁）は、国家権力機関、国家行政機関、裁判機関と検察機関をさすと具体化されている。
- 12) ここで、部門と単位とは、「国家機関（官庁）、事業単位、社会団体、行政管理の職能を有する企業主管部門（集団）、及び政府により委託されたその他の機関」に対する略称のことである。注3参照。
- 13) 日本語の「国」は中央政府のことであるのに対して、中国語の「国家」は中央政府と地方政府の両方を含んでいるものであることには注意しなければならない。
- 14) 予算外資金の徴収は、国家の行政権力に基づいたもので、強制的である。それは「準税収」の

性質を持ち、その所有権は国家、管理権は財政部門に帰する。行政事業単位は、国家の代わりに行政管理活動或いは公共事業を行う場合、その出発点と帰属は自身ではなく政府であるので、政府の使用権を代行するに過ぎない。地方予算外資金規範化管理課題組 [1997] 参照。

- 15) 「収支両条線」の日本語訳で、収支を別々に管理することである。
- 16) 専用基金は、中国語の「專有基金」の日本語訳で、南部 [1991]、103-105頁。また、専用基金は専用資金（「專有資金」の日本語訳）ともいう。なお、専用基金は、特定財源の性格を持つ。
- 17) その内訳は改革により数回変わっている。
- 18) 郷鎮自籌・統籌資金 (self-raised and collected funds by township governments) については、「籌」は、調達の意味であるが、ここでは徴収のことであり、「自籌」は自ら徴収することである。「統籌」は計画案配の意味があるが、ここでは統一に徴収することである。また、統籌資金を自籌資金の一種として述べることも少なくない。1996年12月に財政部が発布した「郷鎮予算外資金管理の強化に関する通知」によると、郷「自籌資金」は、主として郷鎮企業の上納した利潤、郷鎮事業単位の上納した管理費、及びその他郷镇政府が自ら徴収した資金を指す。郷「統籌資金」は、すなわち「郷統籌費」であり、学校運営、計画出産、援護、民兵訓練、農村道路整備、民間公共事業（いわゆる「郷鎮五項統籌」或いは「五統」）などをするために、個人に徴収した資金である。
- 19) 予算外資金支出の内訳に関する統計は1982年から始まった。
- 20) 専用支出とは、使途が特定された支出である。
- 21) 大塚 [1966]、69-70頁。このうち③と④は、統計上で表1の中における第2種類の事業・行政分に入っているようである。
- 22) 1960年1月に國務院の発布した『総合財政計画工作の強化に関する決定』。南部 [1981]、67-68頁による。
- 23) 南部 [1991]、104頁。
- 24) 「行政事業性費用」(Institutional fees) は、行政事業類の料金と訳されたこともある。
- 25) 各部門・単位は自ら予算外資金を徴収し使用するのに対して、徴収した予算外資金を財政部門の専用口座に入れてから使用する場合、財政部門の審査を経て財政部門が財政的口座から資金を割り当てるという方法が強調されるのである。
- 26) 自ら調達した資金とのことである。
- 27) 日本では「第二予算」といわれたのは、財政投融資であるが。
- 28) 減価償却資金などの経営資金は、企業に所有されるはずであるが、従来財政資金として使用されていた。したがって、企業の経営資金は財政に占用されたといわれる。
- 29) 停止された6種類の経費は次の通りである。①国家の規定した範囲外の経費徴収。②無償の公務活動を有償にしたもの（料金徴収）。③国家機関の職能を、所管の第3次産業の経済的団体に一部委譲し徴収した料金。④職権と独占を利用し強制的売買して取得した利益。⑤職権と独占を利用して、保証金・抵当金・貯蓄・集金・寄付などの形式で徴収した費用。⑥費用を徴収してもサービスをしないとか、公開的恐喝・強要すること。
- 30) 政府管轄基金は「政府性基金」の訳語であり、政府的基金と訳されたこともある。政府管轄基金とは、国家の査定を経て、政府或いは政府の所属部門が個人、法人或いはその他の社会組織に徴収された専用の資金のことである。例えば、道路維持費、自動車購買付加費、鉄道建設基金、電力建設基金、三峡工事建設基金、新野菜栽培地開発基金、道路建設基金、民間航空基盤施設建設基金、農村教育事業付加費、郵便付加、港口建設費、新規市内電話接続基金、空港管理建設費など（以上は1996年に予算内に組み入れられた）。
- 31) 「基金」とは「行政的料金」の一種であり、一定の目的（特にインフラ建設）で、徴収する費用である。「基金」の使途は特定される。なお、「政府管轄基金」は「基金」の一種である。
- 32) 藤本 [1971]、67頁、南部 [1981]、68頁。
- 33) 南部 [1991]、108頁。

- 34) 総合財政銀行信用計画とも訳されている。
- 35) 南部 [1991]、105頁。
- 36) 公積金は農田水利基本建設、固定資産購入、郷鎮企業経営に、公益金は救済、福祉事業に、管理費は郷镇政府の行政支出に使用する。
- 37) 研究上、予算内財政と予算外財政を一括して「制度内財政」といい、郷镇政府はこれ以外徵収・支出する資金（すなわち自籌資金）を「制度外財政」と定義したこともあった（孫潭鎮・朱鋼 [1993]）。また、予算内財政と予算外財政の以外に、公共目的のために非規範的な方法で集中した「公共収入」を非規範公共収入といい、非規範収入と略称する（樊綱 [1995]）。ここで、「非規範」とは、要するに監督不足の意味である。さらに、樊綱氏は、予算内財政、予算外財政及び非規範収入を「全部公共収入」や「大財政」という概念で一括している。従来、中国の歳入の対GDP比は、予算内財政だけで推定したものであるため、その結果が真実より少なすぎると指摘できる。もし、「全部公共収入」の対GDP比を用いて推定すれば、かなり大きな割合を捉えることが可能である。問題は、非規範収入の統計は不完全であるので、現在推定不可能であるということである。樊綱氏は、主観的に予算外財政と非規範収入をそれぞれの30%を公共収入と見なして、「全部公共収入」や「大財政」の規模を推定してみたが、予算外財政と非規範収入に関する30%という仮定は成立するとはいえない。
- 38) 館龍 [1991]、448頁。

## 参考文献

- 市川衛門『中国の経済改革と企業会計』金融財政事情研究会、1984年。
- 大塚恒雄『中国財政と国家予算』税務経理協会、1966年。
- 金子 勝「市場経済改革と地方分権化——インドと中国の政府間財政関係の国際制度比較——」日本地方財政学会編『現代地方財政の構造転換』勁草書房、1997年。
- 項 懐誠主編『中国財政50年』中国財政経済出版社、1999年。
- 黃 可華「予算外資金の管理を強化することに関する思考」『財政』1996年第5号。
- 左 春台・宋 新中主編『中国社会主義財政簡史』中国財政経済出版社、1988年。
- 中華人民共和国財政部『企業財務準則』1992年。
- 中華人民共和国財政部『企業会計準則』1992年。
- 中華人民共和国財政部財政科学研究所課題組「予算外資金：情況、問題と対策」『財政研究』1995年第8号。
- 坂本忠次『現代地方自治財政論』青木書店、1986年。
- 朱 思琳「上海市地方財政と予算外資金」『横浜国際開発研究』第2巻第2号（1997年9月）。
- 神野直彦「市場経済化と租税制度——中国の税制と政府間財政関係——」甲南経済学論集第34巻第4号（1994年3月）。
- 館龍一郎『現代中国経済研究——日中経済シンポジウム報告』筑摩書房、1991年。
- 館龍一郎「中国の中央と地方財政」『中国工業経済研究』1994年第7号。
- 地方予算外資金規範化管理課題組「規範化：地方予算外資金管理の新構想」『管理世界』1997年4月号。
- 張 忠任「中国における政府間財政関係の構造と問題点」『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』第4号（1997年11月）。
- 陳共主編『財政学』四川人民出版社、1991年。
- 南部 稔『中国の国家財政の研究』神戸商科大学学術研究会、1981年。
- 南部 稔『現代中国の財政金融政策』多賀出版、1991年。

- 南部 稔『中国の財政制度についての調査研究報告書』財団法人日本システム開発研究所、1994年。
- 南部 稔「財政改革の現状と課題」『開発援助研究』1995年 Vol. 2 No. 2。
- 樊 紗「公共収支の新規範について—わが国の郷鎮“非規範収入”的若干の個案に関する研究と思考—」『経済研究』1995年第6号。
- 藤本 昭『新中国の国家財政の研究』有斐閣、1971年。
- 町田俊彦「日本と中国における地方政府の経済的機能と地方財政」『福島大学地域研究』第3巻第4号（1992年3月）。
- 和田八束・野呂昭朗他編『現代の地方財政』（新版）有斐閣、1999年。
- 劉 迎秋「公共財政：中国財政改革に関する深層思考」『経済研究』1996年第8号。
- 劉 仲蘋『中国財政発展問題研究』中国財政経済出版社、1999年。

キーワード：郷鎮自籌資金 専用基金 主管部門 単位 予算外資金管理局 法規  
分類 性格 変容

(ZHANG Zhongren)